

「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、思いやり消費の趣旨及びその普及に賛同し、その意志又は理念を宣言した上で、県民に思いやり消費を実践する機会を提供する取組を通じて、思いやり消費の普及を図る事業者の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は各号に定めるとおりとする。

- (1) 思いやり消費 持続可能な社会の形成に向け、環境、地域、人や社会に配慮した商品又はサービス（以下「商品等」という。）を優先的に購入又は利用することを意識した消費行動（エシカル消費）をいう。
- (2) 事業者 県内に店舗、事業所を有し、別表に掲げる思いやり消費に資する商品等を販売、提供する企業、法人、団体、個人事業主をいう。

(宣言の作成及び公表)

第3条 事業者は、思いやり消費の普及に係る意志又は理念を「とっとり思いやり消費推進宣言」（以下「宣言」という。）として作成し、思いやり消費に係る取組内容とともに自らのウェブサイト等において、公表するものとする。

- 2 事業者が思いやり消費の普及に取り組む意志を、既にウェブサイト等で公表している企業理念等において明確に示されている場合は、前項の宣言に代えることができる。
- 3 事業者は、思いやり消費に係る取組状況を毎年度自らのウェブサイト等において公表するものとする。

(登録)

第4条 前条第1項の規定により宣言を自らのウェブサイト等に公表した事業者（以下「宣言事業者」という。）は、登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して消費生活センターに提出するものとする。

- (1) 宣言を公表している状況が確認できる書面、写真等
- (2) その他、消費生活センター所長が必要と認める資料
- 2 県は、前項の登録申請書に不備がないことを確認したときは、宣言事業者として登録し、登録通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 県は、前項の規定により宣言事業者を登録したときは、県のホームページに当該宣言及び取組内容を掲載し、広く県民に紹介する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、宣言事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、宣言事業者として登録しないものとする。
 - (1) 申込書の記載に虚偽がある場合
 - (2) 暴力団又は暴力団関係者であることが判明した場合
 - (3) 消費者関連法令の違反により過去1年以内に行政処分を受けている場合、又は行政処分の終了後1年を経過していない場合
 - (4) 取組内容が思いやり消費の趣旨に反していることが明らかである場合
 - (5) その他、本制度の運営に重大な支障が生じるおそれがあると判断した場合

(登録の取消し)

第5条 県は、宣言事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する公表を取り止めた場合
- (2) 第4条第4項に該当していることが判明した場合
- (3) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) その他県が登録の取消しが適当と認めた場合

2 県は、前項の規定に基づき登録の取消しを行う場合は、登録取消通知書(様式第3号)により当該事業者に通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 県は、この要綱の規定に基づいて事業者から提供された個人情報は、本制度の運用のためのみ使用することとし、その他の目的には使用しないものとする。

(事務の所掌)

第7条 この要綱に関する事務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センターにおいて所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は消費生活センター所長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

別表(第2条関係)

環境に配慮したもの	エコマーク商品、リサイクル商品、有機農産物、F S C 認証商品、M S C 認証商品、レイン・フォレストアライアンス認証商品、その他これらに類する商品等
地域に配慮したもの	地産地消の商品、地域文化や伝統技術の伝承に資する商品、その他これらに類する商品等
人や社会に配慮したもの	福祉作業所等で作られた商品、国際フェアトレード商品、寄付付き商品、被災地応援に資する商品、その他これらに類する商品等

様式第1号（第4条関係）

「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録要綱第4条第1項の規定により、宣言事業者として登録を申請します。

住所（所在地）	
事業者名	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
添付書類	<p><input type="checkbox"/> 「とっとり思いやり消費推進宣言」を公表している状況を表す写真等の画像を印刷したもの</p> <p>（※該当するウェブサイトがあればURLを記載してください。 ※SNSの場合は、媒体名及びアカウントのIDを記載してください。）</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>必要に応じて、具体的な取組（今後新たに取り組む予定のものを含む）を確認できる資料を添付してください。</p> <p>（※ウェブサイトに掲載している場合は、該当ページのURLを記載してください。）</p>
備考	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（名称）

（代表者） 様

職 氏 名

「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者の登録について、「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録要綱第4条第2項に基づき登録したので通知します。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（名称）

（代表者） 様

職 氏 名

「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録取消通知書

年 月 日付第 号で通知した「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者の登録について、「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録要綱第5条に基づき登録を取り消したので通知します。